

宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、本市において「宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、企画提案に参加した業者から、実績、技術力、業務ノウハウに基づいた業務遂行能力を有し、最も導入に適していると考えられる優秀提案者を選定することに関しての必要な事項を定めたものである。

2 件名

「宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用（以下「本件」という。）」とする。

なお、本件は、次の(1)から(5)の契約を対象とするものである。受託候補者の選定は、これらを一括して行う単一のプロポーザル方式により実施し、その結果選定された受託候補者と、(1)から(5)の契約を個別に締結するものとする。

- (1) 教職員用端末等購入
- (2) 次世代校務環境システム利用
- (3) Microsoft365 ライセンス利用
- (4) 校務支援システム・グループウェア利用
- (5) 次世代校務環境システム構築業務委託

3 概要

(1) 履行内容

別紙「宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用仕様書」のとおり

(2) 履行期間

別紙「宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用仕様書」のとおり

4 提案上限額

446,069千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各契約の提案上限額は、次のとおりとし、提案内容に関わらずそれぞれの上限額を超える案は、無効とする。

(1) 教職員用端末等購入

160,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 次世代校務環境システム利用

180,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 年度別の提案限度額は、次のとおりとする。

ア 令和8年度 9,000千円

イ 令和9年度 36,000千円

ウ 令和10年度 36,000千円

エ 令和11年度 36,000千円

オ 令和12年度 36,000千円

カ 令和13年度 27,000千円

(3) Microsoft365 ライセンス利用

12,552千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 校務支援システム・グループウェア利用

12,117千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 次世代校務環境システム構築業務委託

81,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 担当部署及び連絡先

(1) 担当部署 教育総務課 ICT推進係（担当：高濱）

(2) 所在地 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

(3) 電話番号 0964-32-1908（直通）

(4) メールアドレス ict-suishin@city.uki.lg.jp

6 参加資格要件

本プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別「電気・機械・器具類」及び品目「OA機器・ソフトウェア等」の登録をしていること。なお、業務種別及び品目について該当の登録がない場合は、参加申出書の提出期限までに宇城市競争入札参加資格審査申請書（変更届）を提出し登録を行うこと。
- (3) プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 九州管内に本店又は支店を有すること（沖縄県は除く）。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 他の提案者と資本関係及び人的関係がないこと。
- (7) 受託候補者として特定された後、委託者の指示に従い、速やかに契約事務を行うこと。
- (8) 本プロポーザルへの参加は、単独の法人によるものとし、共同企業体（コンソーシアム）による参加は認めないこと。

7 優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、宇城市立小中学校次世代校務環境システム整備・利用に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案書及び見積書並びにプレゼンテーションの内容を総合評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断された優秀提案者1者を選定する。

ア 提案者の提案内容の審査

評価委員会は、提案者の提案内容（提案書及び見積書並びにプレゼンテーション）について評価基準に基づき審査を実施し、総合評価方式において最も優れていると評価委員会が判断した事業者を優秀提案者として1者選定する。

イ プレゼンテーション

- (ア) プレゼンテーションの出席者は、各参加者5人以内とする。
- (イ) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。
- (ウ) プレゼンテーションは、各参加者当たり60分（説明40分、質疑応答20分）程度で実施する。
- (エ) プレゼンテーションは、業務を受託した場合の体系図に掲載される者が行うこと。
- (オ) スクリーンは、本市が準備する。
- (カ) プレゼンテーションに必要な機材（端末及びプロジェクター等）は、参加者が準備すること。
- (キ) プレゼンテーションの詳細な日時等については、提案資格を満たす者に対して参加資格確認結果通知と併せて通知する。
- (ク) 出席者の服装及び使用する機材等は、会社名（商号又は名称）等参加者を識別できないよう配慮すること。

ウ 優秀提案者の選定結果

(ア) 評価委員会は、最低基準点以上を満たす者の中から、総合得点の最も高い提案を行った参加者を優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額を除く点数が高い者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が高点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価点の高い者を受託候補者として選定する。

(イ) 評価点は満点を400点とし、プレゼンテーションについては、各評価項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出し、重点係数を乗じたうえで、各項目を合計する。

(ウ) 本プロポーザルの審査における最低基準点は、合計得点から見積書の配点を除いた得点の60%とし、最低基準点を下回る者は、受託候補者とはなれない。

なお、選定結果は、本企画提案に参加した全ての参加者に対して書面にて通知する。

(2) 失格要件

- ア 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。
- イ 参加資格要件を欠く場合。
- ウ 見積書による見積価格が、提案上限額を超える提案を行った場合。
- エ 提案書に不備・不足がある場合。
- オ 提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- キ 実施要項及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合。
- ク プレゼンテーションに欠席した場合。
- ケ その他評価委員会が不適格と認めた場合。

(3) 審査項目及び評価項目

提案書には、仕様書及び評価基準の記載内容を十分に理解した上で、下表の項目を最低限記載することとし、追加提案することがあれば追加記載すること。

提案書は、審査項目及び評価項目に沿って章立てをし、各項目を具体的に記載すること。

審査項目	評価項目
提案者に関する項目	経営力・企業力
	セキュリティ
	業務実績
プロジェクト体制 スケジュール	プロジェクト体制
	導入スケジュール
調達	調達方針
	提案製品の実用性
	④クラウドストレージ
	⑤IDaaS
	⑥MDM
	⑦ウイルス対策
	⑧Web フィルタ
	⑨多要素認証
	⑩シングルサインオン
	⑪通信経路の暗号化
	⑫データの暗号化
	⑬不正なアクセスを検知・遮断する技術
	⑭運用管理
	⑮保護者連絡ツール
	⑯障害対応記録
	⑰デジタル教科書
	端末
構築	構築等
	導入支援
運用保守	ヘルプデスク
	運用保守
	挙動監視サービス
独自提案	独自提案

8 スケジュール

項目	日程・期間	備考
プロポーザル参加者の公募	令和8年 4月 1日(水)から	
質問書の提出	令和8年 4月 1日(水)から 令和8年 4月13日(月)まで	別紙1
質問書に対する回答	令和8年 4月16日(木)まで	
参加申出書等の提出	令和8年 4月 8日(水)から 令和8年 4月17日(金)まで	様式第1号及び添付書類
参加資格確認結果通知	令和8年 4月20日(月)	様式第2号
プロポーザル参加要請書	令和8年 4月20日(月)	様式第3号
提案書の提出	令和8年 4月24日(金)まで	様式第4号及び提案書
プレゼンテーション (予定)	令和8年 5月11日(月) 5月12日(火)	
審査結果通知 (予定)	令和8年 5月18日(月)	様式第6号、様式第7号
契約に関する協議	令和8年 5月中旬	
契約締結	令和8年 5月下旬	

9 参加申込み方法

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	留意事項
公募型プロポーザル参加 申出書	様式第1号	各1部	<u>提出期限（厳守）</u> 令和8年 4月17日(金) ※商業登記簿謄本及び国・県・市 町村税の納税証明書は、発行日 から3か月以内のものとする （委任がある場合は、本社及び 委任先分）。 ※県・市町村税の納税証明書は、 会社概要書（別紙2）の支店（九 州内）欄に記載した所在地の自治 体が発行する証明書を提出する こと。
会社概要書	別紙2		
商業登記簿謄本			
国・県・市町村税の納税証 明書			

(2) 提出場所及び提出方法

- ア 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
 宇城市教育部教育総務課 ICT 推進係
 （持参の場合は、平日午前9時～午後5時）

イ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

1 0 質問及び回答

(1) 質問は、「質問書」(別紙1)により提出すること。

ア 提出期限 令和8年 4月13日(月) 午後5時まで

イ 提出方法 メール: ict-suishin@city.uki.lg.jp

※メール送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和8年4月16日(木)までに、市ホームページに掲載する。

1 1 提案書の提出

(1) プロポーザル参加要請書を受領した者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	書式	部数	留意事項
提案書	様式第4号 及び提案書	各1部	提出期限(厳守) 令和8年4月24日 (金) ※提案書は、電子データを併せて提出すること。
見積書	別紙4		
業務実績調書	別紙3		
仕様書 別紙6 ※ 提案者名及び回答欄に必要事項を記入すること。	仕様書 別紙6		
「仕様書 別紙6」に記載の次の機能要件を証明する書類(認定機関が発行した登録証の写し等確認できるもの) ④クラウドストレージ 機能要件番号6 ⑮保護者連絡ツール 機能要件番号11 ④⑩IaaS 環境 機能要件番号1	認定機関が発行した登録証の写し		

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇城市教育部教育総務課 ICT推進係

(持参の場合は、平日午前9時~午後5時)

イ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(3) その他留意事項

ア 提案書に盛り込む提案は、一案に限る。

イ 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害しないこと。

ウ 提案書の作成、提出及びプレゼンテーションの実施などの一切の費用は、提出者の負担とする。

エ 提案書は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

オ 提案書及びプレゼンテーションは原則非公開とするが、受託候補者の総合評価点数については、公表する。

- カ 提案書の提出後は、提案者の都合による変更を認めず、返却は行わない。
- キ 提案書は、日本語で記述し、難解な技術用語の使用は極力避け、分かりやすい表現を用いること。
- ク 提案書は、会社名（商号又は名称）等参加者を識別できないよう配慮すること。

1 2 契約、その他

- (1) 本市は、財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可効力により業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。業務を中止した場合において、参加者は、プロポーザルに要した経費を本市に請求することができない。
- (2) 本市は、本契約締結までに前項の事態に至った場合、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (3) 本市は、審査の結果、受託候補者として特定した場合であっても提案に虚偽の記載又は重大な契約不適合等があった場合は、受託候補者の特定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも同様に特定を取り消すことがある。
- (4) 本市は、優秀提案者に選定された者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。本業務の目的達成のため必要な範囲において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。
- (5) 優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。
- (6) 本業務の受託者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (7) 参加者が1者の場合であっても審査は実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託候補者として選定し、随意契約による契約を締結する。
- (8) 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。
 - ア 業務名
 - イ 受託候補者の所在、名称及び代表者氏名
 - ウ 受託候補者の総得点
 - エ 提案者総数
 - オ その他必要な事項
- (9) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (10) 本プロポーザル期間中に、本市が要請する来庁等（提出書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、本市職員に対する本プロポーザルに係る接触は、一切禁止する。
- (11) 教職員用端末等購入に係る契約については、宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇城市条例第47号）第3条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、物品売買仮契約書により仮契約を締結するも

のとし、当該売買契約に係る議会の議決があった場合は、当該物品売買仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

なお、議会の議決を得られなかった場合、本仮契約を無効とし、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

また、議会の議決は、令和8年6月議会を予定している。